

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、量刑不当の主張であり、弁護人岡和男の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、原審で主張判断を経ていない事項に関するものであり、その余は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない（いわゆる常習累犯窃盜の罪についても、刑法の累犯加重の規定の適用があるものと解すべきである《昭和四四年六月五日第一小法廷決定、刑集二三巻七号九三五頁参照》。）。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年七月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美